

## ○各種団体等事業費に対する負担金等審査要領

この要領は、東総地区広域市町村圏負担金審議会規約第10条の規定により、東総地区広域市町村圏首長会から諮問のあった各種団体等の負担金等について、東総地区広域市町村圏負担金審議会（以下「審議会」という。）の行う調査及び審議の円滑化を図るため、審査の要領及び事務の手続きを定めるものとする。

### 1 （職務）

- (1) 会長は、事務局をして次に定める審査基準に準じてその申請内容等を事前に調査させ審議会の審査に付するものとする。
- (2) 審議会は、次に定める審査方法及び審査基準により審査するものとする。

### 2 （審査方法）

- (1) 審査は、別紙様式1の負担金等申請額一覧表及び申請書により、審議会において書類審査及び個別審査（事情聴取）に区分し、それぞれ審査基準により実施する。
- (2) 書類審査及び個別審査（事情聴取）終了後速やかに審議会において答申額を決定する。

### 3 （審査基準）

- (1) 各市の財政事情により経費節減の必要があると認められる場合は、各種団体等に対し一律の割合をもって負担金等の額を減額することができる。
- (2) 食糧費的経費、県外視察及び表彰に要する経費並びに慶弔費については、負担金等の額より減額することができる。
- (3) 規約外事業（本来行政で行うもの）的経費は、負担金等の額より減額する。
- (4) 負担金等の額を決定する場合において、必要により各種団体等に対し条件を付することができる。
- (5) すでに条件を付し、その実行をしなかった各種団体に対しては、その理由を勘案して負担金等の額を減額することができる。
- (6) 国、県の助成を受ける各種団体等において、各市負担金等と均衡を失する

と思われる場合は、負担金の額を減額することができる。

(7) 負担割合において、構成市間に均衡を失すると認められる場合は、負担金割合の変更、若しくは負担金等の額を調整することができる。なお、積算の根拠となる基礎数値は次による。

ア 人口関係は、当該年度の7月末日現在の住民基本台帳人口による。

イ 農業関係は、直近の農林業センサスによる。

ウ 学校関係は、当該年度の5月1日現在の学校基本調査による。

エ その他関係市統計資料等による。

(8) 上記(1)から(7)までに定めるもののほか、各年度における各市の財政事情等により、審査基準を別に定めることができる。

#### 4 (審査結果)

会長は、審査が終了した場合は、その結果を直ちに首長会長に対して、別紙様式2により答申するものとする。

